

(様式2)

京丹後市安全で安心なまちづくり条例の概要

1 趣旨について

近年、頻繁に凶悪な事件報道がなされており、京丹後市内の犯罪件数は平成15年をピークに減少に転じているものの、まだ高い水準で推移しているなど、市民の日常生活における安全安心が脅かされている現状に対して、警察活動をはじめとする行政の取組のみならず、市民、事業者、ボランティア等と行政が一体となって、犯罪を発生させない環境づくりを進めるため、また犯罪被害者等に対する支援を行うため、当条例を制定いたします。

2 条例の目的

市民の生活安全に関する意識の高揚を図ることにより、犯罪と暴力のない安全・安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等への支援を行い、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに寄与することを目的とします。

3 「安全で安心なまちづくり」の定義

地域社会における市民等()による犯罪の防止のための自主的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備を行うこと。

(市民等：市民等、事業者及び防犯関係ボランティア団体)

4 市の役割

総合的な施策を実施して、市民等の自主的な活動を促進します。

5 市民等の役割

自らの安全確保と安全・安心なまちづくりの推進

6 安全の確保

子どもの通学路等における安全確保

道路、公園、駐車場等日常生活に関連する施設等の設置・管理者の犯罪防止への配慮

7 推進組織

生活安全対策を効果的に推進するための組織

8 犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者等への必要な支援

広報及び啓発

9 施行期日について

平成21年4月1日から施行します。